

理学部安全管理要項

1. 理学部長は、法令及び学内規則に定めるところにより、教育研究及び管理運営の諸活動において災害防止の基準が守られ、職員及び学生の安全を確保するとともに、快適な環境の形成を促進しなければならない。
2. 理学部の職員は、災害を防止するため必要な事項を守るほか、大学が実施する労働災害の防止に関する措置に従い、安全に業務を行い、学生及び職員に危害が加わらないように努めなければならない。
3. 理学部労働安全委員会（以下、「安全委員会」という。）は、理学部の職員及び学生に対する安全管理の業務を行う。
4. 職員及び学生が、国立大学法人山口大学職員労働安全衛生管理規則第18条第1項に規定された危険を伴う業務や実習、または、同規則第19条に規定された健康障害の防止が必要な業務や実習を行う場合は、各年度の当該業務を開始する日の前日までに、その業務・実習の概要、従事予定者、安全確保の措置、安全衛生教育の実施、その他必要な事項を安全委員会に届け出なければならない。
5. 安全委員会は前項の届け出に対して、助言、指導を行うことが出来る。委員会は、定期的に安全点検を行い、また、環境保全や安全管理に関する情報提供の窓口として随時相談に応じ、必要な措置を審議することとする。
6. 安全委員会は、労働安全衛生法施行令第15条第1項で定める機械・設備についての定期自主検査を指導し、その記録を保管する。
7. 火災・爆発を含む災害や、医師による診断・処置を必要とする傷病者が生じた災害、また、環境汚染を招いた災害が起きた場合には、事故現場を保存し、安全委員会に報告しなければならない。安全委員会は、必要に応じて調査委員会を設置し、原因の究明及び再発防止の手段について審議する。
8. 学生が平日の夜間(20時以降翌朝8時30分まで)、又は休日に危険を伴う作業や実験を行う場合には、夜間・休日実験届を提出し、指導教員の許可と、安全確保についての十分な助言を受けなければならない。また、日中・夜間・休日を問わず、学生が単独で危険な作業・実験を行うこと、並びに、学部学生のみで危険な作業・実験を行うことを禁止する。危険を伴う作業や実験の具体的な内容については、研究室ごとに定める。
9. 必要以上の危険物を研究室内に持ち込まないために、理学部内に危険物屋内貯蔵所・薬品貯蔵庫、高圧ガスボンベ保管所、及び試薬保管室を置く。利用者は、各保安監督者の指示に従い、申し合わせ事項を遵守しなければならない。
10. 放射線、組換えDNA実験、実験動物の取り扱いについては、それぞれの規則、指針に従うものとする。